

岐阜県若者サポートステーション ～就労相談～

働くことに踏み出せない若者とじっくり向き合い、本人やご家族、保護者の方々だけでは解決が難しい「動き出す力」を引き出し、社会へ踏み出す橋渡しを行います。働く自信がない、仕事が長く続かない、人間関係でつまづいた、面接が怖い・・・などの悩みに、徹底的にサポートします。



- ★個別相談日時 毎月第4金曜日 13時～16時
- ★場 所 下呂福祉会館3階会議室
- ※対象者は、15～39歳までの無業状態の若者とその家族
- ※面談は1組50分、予約制です
- ※午前は、サークル活動やセミナーを行います

◇申込先・問合せ先 岐阜県若者サポートステーション ☎058-216-0125

下呂の森が育んだ木の家推進事業

下呂市では地域材を一定量以上使用して居住用（増改築タイプの内装木質化は店舗も含む）の木造住宅を新築又は増改築される建築主に対して、地域材使用にかかる費用（増改築タイプは木工事にかかる経費）の一部を支援します。

◆補助金の額

【新築タイプ】 地域材の使用量に応じ1㎡あたり10,000円を補助（1棟あたりの上限300,000円）

【増改築タイプ】 増改築にかかる経費の1/3を補助（1棟あたりの上限150,000円）

◆受付期限 平成29年3月10日（金）

※新築の場合は上棟の14日前、増改築の場合は着工の14日前までに申請書を提出してください。

※予算には限りがありますので受付は先着順とし、予算がなくなりしだい受付終了となる場合がありますのでご了承ください。

◇申込・問合せ先／農林部林務課 52-2000 内線 423

まちの魅力を高め、 移住・定住を促進します！

下呂市への移住・定住を促進するため、U・I・Jターンを希望する方への補助制度を紹介します。

◇問合せ先／経営管理部地域振興課 ☎24-2222（内線 252）



◇下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金

対象となる方（U・I・Jターン者）

- ▷転入前の5年間以上下呂市に住所を有していない方
- ▷55歳未満（転入日において）
- ▷転入後6ヶ月以内に申請する方

対象となる物件

- ▷民間の借家（空き家）
- ▷民間のアパート

（勤務事業所の社宅・社員寮及び雇用促進住宅等の公共的な住宅を除く）

補助金交付条件

- ▷市内に引き続き5年以上居住の意思のあること
- ▷地域の活動に積極的に参加する意思のあるもの
- ▷市税を滞納していないこと
- ▷公務員・地方独立行政法人の役員または職員でないこと

助成額

- ▷月額家賃の1/2（上限月2万円）
- ▷支給開始から2年間

◇下呂市移住促進住宅購入費等助成事業補助金 対象となる方（U・I・Jターン者）

- ▷平成27年4月1日以降市内に転入した方で、転入前の5年間以上下呂市に住所を有していない方
- ▷40歳未満（転入日において）
- ▷転入後2年以内に申請する方

【住宅新築補助】

- ▷対象となる物件：市内に新築又は新築された住宅
- ▷補助金交付条件

- ・市内に本店のある建設業者で工事を施工すること
- ・移転補償・損害賠償を受けていないこと
- ・市内に引き続き5年以上居住の意思のあること
- ・当該地区の自治会に加入すること
- ・市税を滞納していないこと

▷助成額：費用の1/10（上限100万円）

【中古住宅購入費補助】

- ▷対象となる物件：建築後1年以上経過した住宅
- ▷補助金交付条件

- ・移転補償・損害賠償を受けていないこと
- ・市内に引き続き5年以上居住の意思のあること
- ・当該地区の自治会に加入すること
- ・市税を滞納していないこと

▷助成額：費用の1/5（上限50万円）

【中古住宅改修費補助】

- ▷対象となる物件：建築後1年以上経過した住宅
- ▷補助金交付条件

- ・市内に本店のある建設業者で工事を施工すること
- ・移転補償・損害賠償を受けていないこと
- ・市内に引き続き5年以上居住の意思のあること
- ・当該地区の自治会に加入すること
- ・市税を滞納していないこと

▷助成額：費用の1/2（上限30万円※下限工事費20万円以上）

ひまわりクラブ・ちゅうりっぷの会のご案内

ひまわりクラブ・ちゅうりっぷの会は、心の病を持ちながら暮らしている方が集い、レクリエーション、創作活動、調理などで、仲間づくりや社会に出ていくための自信をつけることを目的に毎月活動しています。

◆ひまわりクラブ 毎月第3金曜日(場所:萩原・下呂地域内)

◆ちゅうりっぷの会 毎月第4金曜日(場所:金山地域内)

※時間はいずれも10時～15時です。

※活動日は変更になる場合があります。

※事前に申し込みが必要です。※送迎は相談

◇問合せ先/地域活動支援センターやまびこ ☎ 0577-72-5023

健康医療部健康医療課 ☎ 53-2101(直通)

福祉部社会福祉課 ☎ 52-3936(直通)

フリースペースサロンのご案内

障がいのある方ならどなたでもご利用いただける「フリースペースサロン」を開いています。サロンでは、ゲームをしたり、お茶を飲みながらお話ししたりして交流が楽しめます。

◆対象者 障がい者手帳または自立支援受給者証をお持ちの方(※18歳以上の方に限ります)

◆開所日 毎月第3土曜日

◆開所時間 13時30分～16時30分

※開所時間内は出入り自由

◆場 所 南飛驒はぎわら十六館(萩原町萩原1359番地1)

◆利用料 無料 ※送迎はありません

◇問合せ先/福祉部社会福祉課 ☎ 52-3936(直通)

～こんな時どうしよう!!頼りになる仲間が迎えてくれます～

平成28年度 発達障がい児等の保護者交流会のお知らせ

「かたつむりの会」とは、医療機関等で発達障がいと診断されたお子さんの保護者同士の交流会のことで、「かたつむりつながってむせりリラックス」する会という思いで名付けられました。

話し合いの内容は、小学校・中学校・高校のことや学校行事・子どもへの関わり方などで、体験談やアドバイスを聞くこともできます。思っていることを参加しているみなさんに聞いてもらうと気持ちが楽になることもありますよ。

	開催日	場 所 (時 間)
平成28年	5月13日(金)	萩原保健センター (13:30～15:30)
	6月8日(水)	下呂市民会館 2階学習室 (13:30～15:30)
	7月5日(火)	萩原保健センター (13:30～15:30)
	8月30日(火)	下呂市民会館 2階学習室 (13:30～15:30)
	10月18日(火)	萩原保健センター (13:30～15:30)
	11月16日(水)	下呂市民会館 2階学習室 (13:30～15:30)
平成29年	1月13日(金)	金山市民会館 2階和室 (13:30～15:30)
	2月17日(金)	萩原保健センター (13:30～15:30)

申し込みは不要です。小さいお子さんも一緒に参加できますのでお気軽にどうぞ。

◇問合せ先/福祉部児童福祉課 ☎ 52-2882 飛驒圏域発達障がい支援センター ☎ 52-1118 健康医療部健康医療課 ☎ 53-2101



障がいに関する相談はこちらまで

福祉部社会福祉課 ☎ 52-3936(直通)

市では、障がい者や障がい者の家族などから日頃の悩みや各種福祉サービスの利用方法など、様々な相談に応じるため、次の3つの事業所に相談支援事業を委託しています。電話やメールの相談にも応じますので、お気軽にご相談ください。

◆下呂市障がい者生活相談センター

対 象 すべての障がい

開 所 日 月曜日～金曜日

(土曜日は随時、祝祭日及び年末年始は除く)

開所時間 8時30分～17時

住 所 下呂市萩原町萩原1636 今庄ビル1階

電 話 ☎ 52-2787

Eメール gero-soudan@coda.ocn.ne.jp

◆南ひだ心の相談センター

対 象 全ての障がい(主に精神障がい)

開 所 日 月曜日～土曜日(祝祭日及び年末年始は除く)

開所時間 8時30分～16時30分

住 所 下呂市萩原町西上田1961-6

南ひだせせらぎ病院内

電 話 ☎ 080-4223-3794

Eメール kokorosoudan@minamihida-seseragi.com

◆地域活動支援センターやまびこ

対 象 精神障がい(発達障がいを含む)・知的障がい

開 所 日 月曜日～土曜日(祝祭日及び年末年始は除く)

開所時間 9時～16時30分

住 所 高山市国府町村山251-2(須田病院隣り)

電 話 ☎ 0577-72-5023

Eメール yamabiko.sjk@hidatakayama.ne.jp